

竹島（独島）領有に関する若干の考察

Studies concerning territorial status of Takeshima-island.

助 教 授 金 晋 根

- I. はじめに
- II. 領有問題の発端
- III. 竹島（独島）の名称考
 - 1. 日本側文献に現れた竹島
 - 2. 朝鮮側古文獻と独島
- IV. 安龍福事件
- V. 島根県編入とその背景
- VI. 2次大戦後の論争
- VII. 文献上の竹島の地位
- VIII. むすび

I. はじめに

日韓条約が締結されて10周年になる。日韓条約のすなわち「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」の第2条に

「1910年8月22日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」とある。

さらに同条約「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」第2条1に

「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1950年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(a)に規定され

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

るものを含めて完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」となっている。

これらの条文によって、日韓両国における過去の政治的経済的あらゆる問題が清算され処理されて、新しい立場と新しい希望の上に国交が始まることとなったのである。

ところがただ一つ、いわゆる竹島領有に関する問題のみが未解決のまま、日韓条約の締結という大目標のまえに、高度の政治性によるものであろうか、これを棚上げされた形で今日に至っている。

竹島問題は、日韓両国において激しい応酬がくりかえされ、小坂外相は「竹島問題なくして国交正常化はあり得ない^①」という方針を明らかにし、大平外相も「小坂外相の方針を体して当りたい^②」と述べるなど、日韓両国の国交の回復に大きなガンの存在たり得るものとして深く憂慮されたのであるが、日韓条約締結以来すでに10年、いまだにこの問題を言挙げされることなく平穩に推移しているのは、いちめんまことに幸いというべきかも知れないが、しかし竹島問題は依然として日韓両国の懸案事項であることに変わりがなく他日いつの日か休火山的状態から活火山的活動へと発展しやしないかを、さらに憂慮せざるを得ない。

日韓条約締結10周年は、延びゆく竹の節にも似て記念すべき時期でもあるが、日韓両国民はすでに国民的感情からも冷静かつ沈着に竹島問題を考察し判断し得る時期にあるものとして、今こそ竹島に関する地理的状況や歴史的背景などの資料、その他の文献を収集検討し、あくまでも科学的立場において問題解決へ備うべきであると思慮するものである。

「竹島」は日本側の呼称であって、韓国では「独島」という。竹島は日本海（東海）の真中、鬱陵島の東南方49浬、島根県隠岐島から西北約86浬の地点にあって、東経131度55分、北緯37度9分30秒のところに位置している。

竹島は約200mの水路をへだてて東西2つの主島と周囲の数十の小岩礁からなりたっており、総面積は186,121㎡（5万6,301坪8合）である。東西両島とも全て険峻な岩島で、西方島は周囲約15町、面積16町8反歩、海拔157mであり、

東方島は周囲10町、面積5町4反歩、海拔125mであって附近の岩礁などが約1町1反である。この数字は海軍水路部編集による地誌によるものである。またこの水路誌は

「二島共ニ全部瘠瘦ノ禿岩ニシテ海風ニ暴露シ一株ノ樹木ナク東方島ニ於テ僅カニ野草ヲ生ズルノミ、又島岸ハ断崖絶壁ニシテ軟質ノ石層ヨリ成リ奇観ノ洞窟多ク殆ド攀躋スベカラズ、而シテ此等ノ洞窟及小嶼ハ海驢ノ群棲所タリ」と記述している。

東方島は西方島に比ぶれば、やや地勢がなだらかで、その頂上には若干の平坦な地域があり、そこに漁民用の小屋が建ったりしたようである。現在は韓国の警備哨所と灯台が建っており、また殉職した韓国警備官および漁民の慰霊碑も建っている。非常に困るのは飲料水で、雨水をためて煮沸して使い最近では西島で発見した泉からも汲むが、それでも足らず鬱陵島から運ぶこともあるようである。

行政区域としては、韓国慶北鬱陵郡南面洞1番地であり、日本では島根県隠岐郡五個村竹島となっている。

- ① 第40回日本国会衆議院外務委員会会議録第27号
- ② 第41回日本国会衆議院外務委員会会議録第2号
- ③ 海軍水路部編「朝鮮沿岸水路誌」

II. 領有問題の発端

韓国の李承晩大統領が、1952年1月18日「隣接海洋の主権に関する大統領宣言」を発表した。これは主として漁業資源の保存措置として設定したものであるが、いわゆる「李承晩ライン」「平和ライン」として、日本の世論を大いににぎわしたものである。

日本政府は同ライン内に竹島が存在していることを取上げ、同年1月24日「日本講和条約の解釈上日本領土として認定されている島根県竹島を李ライン内にいれるのは、韓国が独自の同島に対し、韓国の主権を主張しているので

はないかと疑がわざるを得ない」と抗議声明を発表し、つづいて同年1月28日には「この宣言において韓国は竹島として知られている日本海の小島に領土権を主張しているやに見られるが、日本政府は韓国のかかる僭称または要求を認め得ない」と覚書で抗議している。

これに対し駐日韓国代表部は、同年2月12日付覚書で「大韓民国政府は数世紀を通じて、韓国では独島と呼ぶリアンクール岩の所有権に関して完全な論証に入ろうとは思わない。ただ1946年1月29日付スキャピン（SCAPIN）第677号をもって、スキャピンはその島を日本領土権から明示的に分離したこと、また論争の余地すらないほど韓国の請求を保証し確認した事実をもって、マッカーサー線外に放置されたことを、日本政府に想起させたい」と反駁するに及んで、竹島領有に関する日韓双方の論議の火蓋は切っておとされたのである。

さらに日本政府は同年4月25日覚書で、韓国の主張を反駁し、これをまた韓国政府が反撃するなど、韓日間に竹島領有権に関する激しい外交戦が展開されたが、その後約1年ほど論争が中断の形となっていたところ、1953年5月28日から7月12日に至る間、五度にわたっていわゆる日本船舶の独島侵犯事件が発生したので、再び激しい応酬がくりかえされ、20余回にわたる往復文書が反復されたが、1965年6月22日、日韓両国の「基本関係に関する条約」を締結するという大目標のまえに、竹島問題は暗黙のうちに棚上げされた形で今日に至っている。

14年余にわたって継続してきた、日韓会談が妥結し、その付属文書として「紛争の平和的処理に関する公換公文」が発表されているが、同公文は「両国政府は別段の合意ある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができない場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決するものとする」となっている。

この公文をもって日本側は、公文の中に「竹島」のことは何等言及されていないが、この公文は主として竹島を念頭において作成されたものと解釈し、竹島問題はこの公文の方式によって解決されるべきだと主張しているようであるが、韓国側は14年間における韓日会談のいかなる過程においても、独島問題が正式議題となったことはなく、この公文をただちに適用するという見解は無理

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

な拡大解釈であろう」との立場をとっている。この公文の適用問題自体が新たな紛争の火種になるかも知れないところに、もう一つの憂慮がある。

④ 李漢基著「韓国の領土」228頁

Ⅲ. 竹島（独島）の名称考

竹島がいつ発見されいつから利用するに至ったかは、必ずしも審らかではない。韓国では新羅時代からこれを領有したとし以来多くの論証を提示しており、日本は島根県に編入するまでは「松島」と称したとしている。さらに大航海時代以来西欧の探検隊または航海者が東洋に進航するもの多く、それらがのおの竹島を発見したとして独自の命名したのも五指に余るほどである。

日韓両国の近代文献に、現在の島名が明確に記録されているのは、日本が1905年（明38年）8月22日、島根県布告第40号をもって「……島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」^⑤からで、以来竹島という名称が定着しており、一方韓国では1906年旧3月5日、鬱陵郡守沈興沢が中央政府へ「本島所属独島は本郡外洋百里のところにいるが、本月4日9時頃輪船1隻が郡内の道洞浦に來泊し、日本人一行が官舎に來りて、竹島は今後日本の領土であり、視察のために來た旨通告があったので、そのあまりにも根拠無謀な強調に興奮し彼等に抗議し茲に上申いたします」^⑥との報告書を書いている。

以上によって「竹島」並びに「独島」なる島名は初めて現代的市民権を確認されることになるが、本来大洋の中に浮ぶ渺たる不毛の一岩島は、いわゆる領土としての概念に値するものではなく、ただ僅かに漁獵期に漁夫が利用したであろうことを想像させる以外に何等の価値なきものとして、長い間無関心のまま放置したであろうと思えるのである。

以下日韓両国の文献および主張について一瞥して見たい。

1. 日本側文献に現れる竹島

日本側の旧記としては、竹島の沿革について諸学者や研究者がつねに引用す

るものに寛文7年（1667年）に出版された「隠州視聴合紀」という一種の地方誌がある。この書物は出雲の藩主（松平出羽守綱隆）の命により、同藩士の芥藤豊仙が編さんしたものである。「この隠州視聴合紀」の巻1の国代記の章に、問題のこんにちの竹島のこと記述されている。しかしここで注意しなければならないのは、この書物に記されている「竹島」とは、こんにちの韓国の鬱陵島のことをさしているものであり、この文中に「松島」と記されているのが、こんにちの竹島を指示しているという点である。すなわち「視聴合紀」には隠岐島を中心として方角が示されているが、「戊亥（西北）の間行くこと二日一夜にして松島（いまの竹島）あり、又一日程にして磯竹島（鬱陵島）あり」と記述されている。「これらの旧記に出てくる『竹島（磯竹島）』は、じつのところ鬱陵島のことであり、こんにちの竹島は『松島』とよばれていたことは、これらの古記録に出てくる島の位置よりしても推定できる。「さらにその後にあらわれてくるいくつかの地誌、風説記、つまり「竹島図説」「伯耆民談」「竹島考」「長生竹島記」などで出てくる『竹島』は、明らかに今日の鬱陵島をさしているものである^⑦」。

以上は「竹島史稿」からの引用であるが、竹島なる名称が鬱陵島を指すものであることを強調してはいるが、その他の著述にも有史以来鬱陵島を指していたという「竹島」が、なぜ韓国側のいう独島の島名になったかについてはほとんど明確な説明がなされていない。

⑤ 大熊良一著「竹島史稿」251頁

⑥ 朴庚来「独島」177頁

⑦ 前掲「竹島史稿」15—18頁

2. 朝鮮古文獻と独島

1. 于山島（西紀512年）

朝鮮最古の史書といわれる「三国史記」（1145年撰）によれば、独島は新羅時代すでに于山島と呼ばれ鬱陵島とともに「于山国」を形成していたが、第22代智証王13年（西513年）、異斯夫という武将が多くの木偶の獅子を海岸に並

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

べて「詐り告ゲテ曰ク、汝若シ服セズンバ、則チ此猛獸ヲ放チテ之ヲ踏ミ殺サント、国人恐懼シテ則チ降ル」と威脅恐喝して于山国を帰服せしめたと書いてある。

また1452年刊行の高麗史鬱陵島篇卷58に

「一日、于山、武陵ハ二島デアリ、相互ノ距離ガ遠カラズ風ガ凧ギ天氣ガ晴レレバ発見スルコトガデキル」と記録されている。鬱陵島のことを蔚陵、芋陵、羽陵、武陵、茂陵島ともいう。

さらに世宗実録卷153、地理誌によれば「于山武陵二島 在県正東海 二島相去不遠 風日清明 則可望見」とある。

なお蔚珍県属島として于山島と鬱陵島が記録されているのは、肅宗実録卷30、新增文献備考卷7輿地図、天下総図、朝鮮地図帖および成宗時代に編纂した「東国輿地勝覧」などである。^⑧

- ⑧ 申奭鎬18頁、朴観淑42頁、李瑄根79頁
李丙燾71頁、朴庚来156頁、以上「独島」
黄相基著「独島領有権解説」25頁

2. 三峯島（西紀1471—1481年）

成宗実録2年から12年までの間、三峯島の名称がしばしば出てくる。当時軍役を避け税金を逃れるため、この島に逃げ隠れる百姓が多かったので、永安道（咸鏡道）観察史李克均が、金自周一行12名を三峯島に派遣したが、上陸が不可能であったとの史実は有名である。^⑨

- ⑨ 朴大鍊「独島」243頁
前記「竹島史稿」173頁

3. 可支島（1794年）

李朝正祖実録41巻によれば、第22代正祖18年に独島を可支島と称したとある。可支（カシ）とは海驢＝アシカ＝であって、語音からとったのだとい^⑩う。

- ⑩ 朴大鍊「独島」243頁
前記「竹島史稿」187頁

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

4. 独島

前述のとおり1906年からこの名称が定着したが、^㉑「独」の^㉒「ドク」は、語音からいえば^㉓「孤独」、^㉔「石」、また島の形が甕に似ているので、その語音からつけられたものだという。

- ㉑ 「竹島史稿」152—155頁
「独島」44—45頁

3. 西欧人の命名

18世紀フランスの航海者ラ・ペルース(La Pérouse, Jean François de Galaup)が、1787年5月ヨーロッパ人として初めて鬱陵島を発見し、その発見者の名前をとって、ダジュレー(Dagelet)島と命名したが、1849年たまたま日本海の南西側を航行していたフランスの捕鯨船リアンクール号(Liancourt)が、初めて竹島(独島)を発見し、船名にちなんでリアンクール島と呼ばれた。

1854年(安政元年)ロシアの軍艦パルラダ号(Pallada)によって鬱陵島の実測を行なったあと、竹島の位置を測定し、メナレー・オリヴーツァ岩礁(Menalai and Olivutsa Rocks)と名付けられ、ついで1855年(安政2年)やはり、この附近を航行中のイギリス軍艦ホーネット号(H.M.S. Harnet)によっても認知されてホーネット岩礁(Hornet Rocks)と海図に書きこまれている。^㉕

- ㉕ 「竹島史稿」30—49頁

IV. 安龍福事件

17世紀の初葉、李朝政府と日本政府(江戸幕府)との間に、竹島(独島)と鬱陵島の領有に関し紛争が生じたが、いわゆる^㉖「竹島一件」とも深くかわりがあるという、安龍福事件なるものの概要を記述して参考に資したい。

1696年9月戊寅条の肅宗実録(巻30)を見れば、東萊の人安龍福が鬱陵島に至りそこに「倭船が多く来泊しているのを見て、声を高くして鬱陵島が本来わが国の領土であるのに倭人が何故にわが国に渡って来て侵犯をするのかと船首

に立って大いに叱責したところ、倭人曰くわれらは本来松島（竹島）に住むものであるが、偶然に魚採りにきて今まさに本所に帰るところだと、ここで松島はすなわち于山島であってこれまたわが領土だ。汝があえてそこへ行かれるか、と叱り、明るる朝于山島に至れば倭等まさに釜をならべ魚を煮ていた。その釜を砕き船をたたいて大声で叱れば倭等、器物をよせ集めて船に積み帆をあけて帰った」と記録されている。

また「増補文献備考」巻31にも全く同じことが書いてある。

安龍福ら一行は3年前の1693年にも鬱陵島に出漁したことがあるが、その時も日本漁夫とトラブルを起し、強制的に隠岐島へ連れ去られたことがあった。その時安龍福はその島主に対し鬱陵島が朝鮮領土であることを主張し……伯耆大守松平新太郎へ移送されたが、そこでも鬱陵島は元より朝鮮領土であるから日本漁民の出入を厳重禁止してほしいと要請したところ、伯耆大守はその事実を知っていたので安龍福を厚く遇し江戸幕府に依頼して、鬱陵島が朝鮮領土であるとの書類をあたえ対馬島を通じて本国へ送還することとなった。

安龍福が対馬に着いた時、島主宗義倫がこの事件を契機として鬱陵島を奪い取ろうとし、安龍福から幕府の書類を取上げ、安龍福を日本領土に不法侵入した犯罪人として同年11月倭使橘真重をして安龍福を釜山に押送し、同時に韓国漁夫の竹島（鬱陵島）侵入を禁止するよう要求した。当時の李朝では300年も空島政策をとってきた島のことで、今さら隣国とコトをかまえるのはよい方策ではないと考え、「わが漁民を取締って外洋に出ないようにする。わが領土鬱陵島といえども遠く離れているのでほしいままに往来するのを許さないのに、ましてその他の地においておや」との回答文書を倭使に伝えた。実に巧妙な表現である。まるで鬱陵島と竹島が2島であるかの如き印象を含みながら鬱陵島が朝鮮領土であることを強調したのである。

鬱陵島を奪い取るつもりであった倭使は、この文章から鬱陵島の文句を削除してくれるよう要求し、対馬島主はその翌年にも別の使者を出して削除を要請した。

その時李朝では政変が起り宥和政策をとっていた「南人」政権が倒れ、「小論」派が執権し強硬政策に転じたので対馬島主の野望は消え去った。

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

安龍福は日本から送還されて、東萊府使洪重夏に対し、つぶさに鬱陵島竹島問題について伯耆太守と談判したことを報告したが、政府ではこれを信用せず倭使とのみ交渉するのに腹を立て、1696年（肅宗22年）僧雷憲ら16名の漁夫を集めて再び鬱陵島に渡り、前記の如く鬱陵島および独島から倭人を追い出したが、途中で台風にあい再び隠岐島に到着し、島主に「年前に私がここえ来た時、鬱陵・于山両島を韓国領土と認め閔白の文書まで貰ったのに貴国はこれを無視し今なおわが領土を侵犯するのは如何なる道理か」、と抗議するや島主は伯耆州太守に報告して処理したいと答えた。

その答えがあまりにも遅いので安龍福は船に乗り伯耆州に渡り、自分は鬱陵・于山両島の監税官であると太守に通告したところ太守は使いと馬をよこして迎接した。

ここで安龍福は礼装を整え駕籠に乗り他は従者として馬に乗せ太守の居所に至り、対坐して「前日私が幕府の文書を貰ったのは明白であるのに対馬島主はこれを奪取し、種々事実を偽造ししばしば倭使をわが国に派遣して「不法横侵」を行なおうとしている。私は幕府に対馬島主の罪状を上疏したい」とし、李仁成をして上疏文を作成し太守に伝達を要望した。その時参勤途中であった対馬島主とその父宗義真がこの事実を知り伯耆太守に懇請して、その上疏は中止となったが、太守は前日鬱陵島を侵犯した15名を処罰すると同時に、安龍福に対し「二つの島は貴国に属するもので以後再び侵犯するもの、または対馬島主が横侵せんとすることある時は、文書と訳官をよこせ。重罪に処する。」とし糧食をあたえ使いをたてて護送した。

以上は前記の如く肅宗実録（22年8月壬子と9月戊寅条）に、安龍福の陳述によって記録されており、日本側史料である「通航一覽」巻37にも、上疏の件が記録されているので、その評価については、日本のある学者は「誇大な陳述」^⑭であると指摘しているようであるが、李朝の正史でもある王朝実録に歴然と収録されているのをみると過少評価は許されないであろう。

この安龍福事件が日本当局にいかなる影響を及ぼしたかは論断の限りではないが、日本政府は1696年1月、日本人の鬱陵島への出漁を禁止し、この旨李朝政府に通達してきたが、これを日本側では「元禄の竹島一件」と称し、日韓外

交渉史上の重要な出来事とされている。

これは次の記録によってさらに明らかである。「しかし、この事件をきっかけとして、日本と朝鮮国との交渉がすすみ、すでに日本の中央政府の江戸の幕閣においては、竹島・鬱陵島問題で両国の親善友好関係にも危機をもたらすことの不策であることを感じていたものようである。前述したように、幕府が早くも元禄9年（1696年、朝鮮国肅宗22年）1月に竹島（鬱陵島）渡航を禁止するに至ったことにより、この島をめぐる漁業権を放棄することとなった。」^④

韓国側では安龍福事件及び竹島一件をもって、安龍福が鬱陵島及び于山島の監税官と自称して、鬱陵・于山両島の朝鮮領土であることを主張し、伯耆守大守がこれを承認したことを評価し、今より270余年前に既に独島が朝鮮国領土であることを日本側が承認したものだとしている。

- ⑬ 「竹島の歴史地学的研究」140頁、川上健三著
申爽綺「独島」23—28頁
前掲「竹島史稿」116—132頁
李漢基著「韓国の領土」243—248頁
中村栄孝著「日本と朝鮮」241—244頁
- ⑭ 川上健三著「竹島の歴史地理学的研究」169頁
太寿堂鼎「竹島紛争」国際法外交雑誌第64巻第4・5合併号
- ④ 「竹島史稿」130頁

V. 島根県編入とその背景

日本政府が鬱陵島への日本漁民の出漁を禁止して以来、鬱陵島および竹島（独島）に関して 両国間には何等の問題も起きなかったが、日本政府が1905年（明治38年）2月22日、島根県告示第40号をもって竹島（独島）を島根県に編入したことが現在日韓両国において大きな論争点になっている。

竹島の島根県編入は国際法上有効かどうか論点の中心であるが、ここでは主として韓国側の主張を取上げることによって日本側の主張をも浮彫りにできるとの立場をとりたい。

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

竹島の島根県編入は当然に先占による領域取得の問題となる。先占の効果を発生するためには、まず第一にその地域が無主の地であること、第二に領域取得の国家意思があり実効的占有のあること、第三に領有の意思を諸外国に通告することなどを要件とする。

第一に独島は無主地ではない。独島は新羅時代から鬱陵島とともに朝鮮領土の一部であることは厳然たる史料によって証明されており、また朝鮮側でこれを放抛した事実もない。独島はその地理的条件からして無人島であることは事実であるが、その所属が明らかである以上、先占の対象たり得るものではない。

第二に日本政府は1905年1月28日、竹島を日本領土に加えるべく閣議決定をしたことをもって国家意思が決定されたと主張しており、その限りにおいてその手続が有効であるかも知れないが、無主地でない領域を一方的に領有手続をしても、それはあとで言及するように国際法上の先占の問題ではなく当時の日本が大陸侵略のための帝国主義的手段の一つにすぎないのでないか、といわなくてはならない。

第三に領有意思の対外通告であるが、日本側は1905年2月22日の島根県告知第40号をもってこれを果したと称しているが、一地方自治体の告知をもって諸外国に対する通告として充分であろうか。地方自治体の告知なるものはその内国民またはその地方民に対して周知させるという対内的効果を期待するものであって諸外国に対する通告としてはきわめて不十分なものといわなくてはならぬだろう。さらに実効的占有など全くなかったのである。

日本の学者の中にも「かかる先占の事実は、他国に異議申立ての機会を与えるために通告されなくてはならない。……そして今日における国際社会の緊密化の段階では、先占は、それに対して他国の承認が必要であると考えられる¹⁵」との意見もある。

この小論文において、竹島の島根県編入に対する綿密な論評を加える暇はないが、ただ当時の日韓間の政治的情勢については一言言及しなくてはならぬだろう。

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

日本政府は明治維新事業が成功しつつある過程において国民の眼を外へ向ける必要があり同時にアジア大陸へ向って膨張政策をとらざるを得なくなった。その第一声が征韓論である。西郷隆盛は1873年（明治6年）8月17日板垣退助あてに「内乱を冀む心を外に向けて国を興してゆく遠略」と書簡を出している。同年10月岩倉具視らの内治派に敗れて西郷は下野することとなるが、征韓の政府方針が変わったわけではなく2年後の1875年9月の「江華島事件」が発生するのである。そのあまりにも理不尽な挑発ぶりに、さすがの西郷隆盛もあきれはてたらしく「日本は人事を尽しがたい国と同じであるかのようなやり方で戦端を開いてしまった^⑮」と論難している。

この江華島事件こそは、日本が列強にさきがけて韓国を支配し制圧する第一歩となるのであるが、大陸の一角に橋頭堡を築いた日本は着実に前進を始め1894・5年（明治27・8年）の日清戦争、また1904・5年の日露戦争にも勝利するのである。

韓国に対しては「韓日議定書」（1904年2月23日）と「第一韓日協約（1904年8月22日）」を強制し、韓国政府は日本政府が推薦する財務顧問 および 外交顧問各1名において財務外交のあらゆる問題について顧問の意見に従うこととなった。この時をもって韓国は実質上日本の保護国となるが、乙巳保護条約が締結されたのは翌年の1905年11月17日であり、5年後の1910年8月29日に日韓併合となる。

まさにこういう情勢のただ中で、日本は竹島（独島）を島根県に編入し1905年2月22日島根県告示第40号をもって公表したのである。日本がその主張のとおり、竹島が日本固有の領土であるとするならばなぜこのような時期に島根県編入という新しい手続をとったのであろうか。

そして日本の外務省は「日韓議定書第4条の規定は元來日露戦争において韓国の領土保全の目的を達成するために必要に応じて軍略上必要な地点を一時的に使用することを約定したものに過ぎず、竹島の邦領編入措置とは何等の關係もない^⑰」また同時に「日本政府が推薦した外国人は米国人であり日本は韓国の外交権に干渉した事実はなく……竹島の領土編入の時期において、もしも真に韓国が竹島（独島）に対して歴史的乃至行政的に正当な権限を有しておったな

らば日本政府に抗議するのを妨害するものはなかったということを指摘した^⑬と主張している。

洵に理路は整然としておりかつ猛々しい。説得力のある文章ではない。まさにその時は韓国の「三千里江山」は日本の侵略の口中にあり亡国の前夜である。一岩礁にすぎない独島のことを誰が抗議し得たであろうか。抗議をしようとしても、外交顧問がこれを認めたであろうか。これが韓国側の反駁である。

- ⑬ 深津栄一著「国際法」170頁
- ⑭ 角川文庫「西郷隆盛語録」
- ⑮ 海外月報、昭和29年11月号
- ⑯ 往復文書、1954年2月10日、日本側覚書

VI. 二次大戦後の論争

カイロ（Cairo）宣言の中に

「朝鮮人民の奴隷の状態に留意し適当な経路を踏み、朝鮮を自由独立国家とする決意を有す」、また「三大連合国の目的は1914年の第一次世界大戦開始以後に、日本国が奪取し又は占領したあらゆる太平洋諸島を日本国から剝奪する」こと、そして「満州台湾澎湖諸島など日本が清国から剝奪したあらゆる地域を中華民国に返還するにある」、そして「日本国はまた暴力および強欲によって略取したその他あらゆる地域から駆逐される」と規定している。

この宣言のあと8ヶ月後、1945年7月26日にポッドダム宣言が発せられ、これを日本が1945年8月14日無条件受諾し同年9月2日降伏文書に調印することによって、ポッドダム宣言またカイロ宣言に対する義務が生ずることになった。

連合国の日本領土処理に関する基本方針は日本領土を日清戦争以前の状態に還元することにあるのは明らかであるから、日本が竹島を取得したことはまさにカイロ宣言によっていわれる「暴力と強欲による略取」であって日本はまさしくこの地域から駆逐されなくてはならぬとするのが韓国側の見解である。

カイロ宣言はポッドダム宣言第8項の中に吸収され、同8項は「カイロ宣言は

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

履行されなければならない。また日本国の主権は本州・北海道・九州・四国およびわれらが決定する諸小島に局限する」と規定されている。

ここでいう「われらが決定する諸小島」が論争の重要な問題点である。

1945年9月22日付で「降伏後におけるアメリカの初期の対日方針」としてアメリカ政府が、連合国最高司令官マッカーサーあてに指示した訓令の中に「日本の主権は本州・北海道・九州・四国並びにカイロ宣言及びアメリカが既に参加しまたは将来参加することあるべき他の協定により決定さるべき外郭（Minor outlying islands）諸小島に限らるべし」とあり、また同年11月1日付「日本の占領管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」は、日本の領土範囲を本州の四大島のほか「対馬を含む約1,000の隣接諸小島」（Smaller adjacent islands）とされて、「われらが決定する諸小島」から「外郭の諸小島」そして「約1,000の隣接の諸小島」へと、やや「諸小島」の区域が明らかになった。

ところが1946年1月29日「若干の外郭（Outlying areas）地域を政治上行政上日本から分離することに関する 総司令部覚書」（SCAPIN-677）が日本政府に伝達された。この覚書には日本が統治する地域と日本の統治権から除外された地域を明白に区分し、除外された地域に朝鮮関係として鬱陵島・竹島（独島）・濟州島があげられている。いままでの「諸小島」が具体的に提示され、初めて竹島が日本の統治権から明示的に分離されたのである。

なおこの覚書第6項には「この指令中の条項はいずれも、ポッドダム宣言の第8条にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」と書かれてある。

この覚書の解釈をめぐる日韓両国は熾烈な論戦を展開しているのはいうまでもない。日本側ではこの覚書はもともと降伏後の日本の占領行政の措置としてとられたもので、国際法上に認められた領土主権の移譲を意味するものではなく、1951年9月8日調印されたサン・フランシスコ平和条約第2条a項に「日本国は韓国の独立を承認し、濟州島・巨文島および鬱陵島を包含する韓国のあらゆる権利権限および請求権を放棄する」とあって、竹島がこの条項から離れたのはこの小島が領土的に日本の主権に属するものと認められたものとし

ている。^⑱

韓国側ではこの覚書に、「日本政府は竹島に対して政治上または行政上の権力を行使するかまたは行使せんと企図することを停止する」とあるので独島は日本の領土から分離されたものであるから、将来連合国が独島を日本領土に包含せしむるとの積極的決定がない限り、独島が日本領土から分離されたのは確実な事実である」とし「この覚書第6項の規定があるために、日本領土の最終的決定でない証拠としているが日本政府の政治上・行政上の権利が停止されていた北緯30度以南の南西諸島が1951年12月5日の総司令部の覚書によって日本政府へ行政権が返還されており、奄美大島・琉球・小笠原などの諸島にもまた同様である。このように連合国は諸小島の帰属について修正し得る可能性を留保したものであって、竹島のように日本領に帰属せしむるとの積極的規定のないものは、スキューパー677によって日本領から分離されたままの状態に対日平和条約が締結されたのであるから、竹島が日本の領土から分離されたのは動かし難い事実である。^⑳

なお平和条約に韓国に属する島として、濟州島・巨文島・鬱陵島とあるのは全く例示的なものであって、韓半島の近海には多数の島々があるが、それを一々平和条約に列記することは不可能にしてしかも無意味である。元来竹島は鬱陵島の属島であるのでさらにこれを明示する必要はない、と考えられる。

⑱ 高野雄一著「日本の領土」

⑳ 李漢基著「韓国の領土」

VII. 文献上の竹島の地位

竹島（独島）に関する文献を調べてみると、韓国側の古文書から現在に至るまで「韓国以外の領土」であるとの主張ないし意見は全く無皆である。日本側も現在の学者は^㉑ほとんどが「日本の領土」であると主張しているが、中に特に古文獻には「韓国領」であるとの記録をしばしば発見できるのはすこぶる興味がある。そのいくつかを取上げてみよう。

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

1. **三国通覽図説**の附図。1785年林子平の著したもので「この島は隠岐島と鬱陵島の間位置している」とし、朝鮮国地図と同じ黄色に着色して朝鮮領とされているが、竹島問題が話題となったころ注目をひいたものだ。と、（大熊良一著、竹島史稿、22頁）
2. **竹島版図所属考** 1881年8月北沢正誠著。日本漁民が鬱陵島に盗伐のため侵入したのに対し、朝鮮国の礼曹判書沈舜澤が日本国の外務卿井上馨に抗議照会するや、明治維新政府は、北澤正誠をして古代から明治初年に至るまでの内外文献と史実を詳細に調査報告させたが、そこには鬱陵島が新羅時代、高麗・李朝にわたって朝鮮の所属であることを史料をもって証明し結論の中に「鬱陵のほか竹島がまたあることはあるが、きわめて小さい島にすぎず、すなわち元禄12年のいわゆる竹島で古来わが国版図以外の地であることを知ることができる。と、（李瑄根、独島99頁）
3. **日韓合併小史** 山辺健太郎著、17—19頁。1869年12月、明治政府は独島を朝鮮所属と考え事情調査のため佐田白茅など3人を朝鮮に派遣し「竹島・松島が朝鮮附属となった経緯」につき「朝鮮国交際始末内探書」を出させている。この報告書は公文書として、戦前から日本の外務省の編集した「日本外交文書」の第3巻にでている。
4. **韓国新地志**（帝国百科全書第134編）田淵友彦著。1905年。
独島を鬱陵島とともに韓国領土と明記している。
5. **朝鮮水産誌** 1908年。
韓国政府農商工部に雇傭された庵原文一など日本人官吏が伊藤總監の指示を受けて総出動し、朝鮮に属した島を一つも残さず実地踏査してその位置・地勢・物産などを細密に調査して出版した本であるが、その調査表の中に独島を朝鮮の所属と記録している。
6. **朝鮮沿岸水路誌** 日本海軍省発刊。
1923年、朝鮮に附属した島を総網羅しその位置・地勢・産物などを収録しているその第3編に朝鮮東海岸に鬱陵島と竹島を記述して竹島を朝鮮の附属の島と認めた。
7. **歴史地理**（第55巻第6号）樋畑雪湖著。

有名な学者であるが著述の中に「日本海にある竹島に関する日鮮間の関係」なる小論文に「現在江原道に属する竹島と鬱陵島は朝鮮領土の最東端で日本海中にある」とある。

8. 朝鮮と満洲案内 釈尾奉荊著。

1935年、朝鮮編第1章地理の中に「朝鮮の東端は鬱陵島・竹島である」と明記。

9. 島根県誌 島根県教育会編纂。

1923年発行でその中に「竹島を貸下げるべく日本領土に編入することを猛烈に運動した島根県人中井養三郎は、竹島が朝鮮領土であることを知っていたために、東京へ行って朝鮮政府よりその島を譲受けるべく農商省に嘆願しようとした」とある。

10. 日本と朝鮮 勁草書房刊。

114頁に「その所属は明治年代の文献によってもあいまいで、日本領だという「確固たる徴証なく」「朝鮮領土なりと思考」していたものもあり（島根県史）、海軍水路部の海図さえ朝鮮領と表記していた。「何れの国に属するやは従来不明なりし」（日本地名辞典、昭和13年、日本書房刊）というのが歴史上の事実である」、と書いてある。

さらにつけて「それだけではない、竹島は朝鮮附属とされ、明治政府はその間の事情調査に佐田白茅・森山茂・齊藤栄の3人を朝鮮に派遣した事実もある。すなわち日本外務省は明治2年12月前記3人を調査のために朝鮮に派遣したが、その際、外務省が指令した調査事項には竹島の朝鮮附属についての項目があり、3人の調査報告書である「朝鮮 国交際 始末 内探書」には「竹島 松島 朝鮮 附属に相成候始末」との報告もある。（外務省編「日本外交文書」第3巻）第二に明治38年の日本領「編入」の有効性の問題である。韓国政府はそれは「日韓条約」（1904年2月23日）と「日韓協定」（1904年8月22日）を強制し、韓国の外交権を実質上掌握し、必要とあれば戦略的立場から如何なる韓国領土も占有でき、韓国政府は島根県告示に異議をとない余地さえない条件のもとでおこなわれたもので無効であると主張している。当時の日本と朝鮮の関係はここに指摘されている通りであった。したがって日本が朝

鮮をすでに事実上保護国にしていた条件のもとで日本領に編入した竹島をめぐる、日本と朝鮮の間で問題が起っている以上、その「日本編入」の有効性が再検討される必要があるのは当然である」と明快に結論している。

② 川上健三著「竹島の歴史的地理学的研究」

植田捷雄「竹島の紛争をめぐる日韓紛争」一橋論叢第54巻第1号

太寿堂鼎「竹島紛争」「国際法外交雑誌」第64巻、第4・5合併号

皆川汎「竹島紛争とその解決手続」「竹島紛争と国際判例」

VIII. むすび

この小論文において、竹島紛争の解決方法までを論及することはきわめて至難なことで、いずれ稿をあらためるほかはないが、ほんのしばしその可能性を論議されている題目だけでも列べてみたいと思う。

1. 日韓両国が直接交渉する案

日韓会談の長い道程の中で、そのいずれの時期においても、竹島問題が正式議題となったことがなかったことを想起して、両国が新しい決意と高い政治性を発揮して協商をかさねるべきである。

2. 調停による方法

日韓両国がともに政治的影響を受けざるを得ない、たとえばUNとかアメリカなどが介入して両国に勧告を行う。

3. 国際司法機構に付託する方法

日本がすでに国際司法裁判所に付託することを提示したが韓国側はこれを拒否している。これは韓国は竹島問題はその理由がどうであろうとも紛争とは見做さず、さらに法律的紛争ではなく政治的紛争だとの態度を堅持しているからである。

しかし国際情勢の変化にともない、政治性が非政治化されないということはない。その時こそ国際司法機構へ問題を移すことが可能となるだろう。

4. 日韓共有論及び爆破論

竹島の現状を日韓両国がそのまま黙認し、お互いの主張をこれ以上強調も撤回もせずして凍結しておこうという考え方である。これはむしろ現状維持策としては一つの方法ではあるが、問題を根本的に解決するという点からみると無意味である。

まして爆破説などは理論として取上げる針ほどの価値もない、解決への具体案を発見できない焦燥と絶望から発する一つの叫びではあろうが、全く無謀な発想といわなくてはならない。

一握りの石のカタマリにすぎない不毛の岩島が、日韓間における『ガンの』存在として重要視せねばならぬ理由は一体奈辺にあるのか。

韓国民は独島を有史以来の領土として身体の一部だと考えている。濟州島とか巨濟島とかと同じ位置にある。しかも竹島の島根県編入こそは、日本帝国主義が韓国を侵略したプログラムの最初の犠牲^{いげにえ}であり『祭物』ではないのか、との認識を強く持っている。その竹島をいまなおあらんかぎりの法理論を展開して、日本固有の領土だと主張するのは、韓国侵略の反省がなされていないのかと深い憤りを抱いている。

日本側においても『領土問題』としてあまりにも国民に宣伝しすぎたために、ある東京の高利貸しが資金を提供して右翼の青年隊が竹島を占領するのだとの報道がながされたこともある。

前掲の「日本と朝鮮」第3巻118頁に「日本の歴代内閣は「韓国の竹島不法占拠」を唱えることで、再軍備と民族主義、排外主義をあまり竹島を日本の軍国主義・帝国主義復活の材料としてきた。日本政府が「竹島問題」を騒ぎ立てたのは決して日本の「主権」と「領土」を守るためではない」と書かれているのは一つの見方であろう。

日本は平和な国である。『戦力』のない国である。しかし自衛隊が戦力かどうかは知らぬが除々に強化されて、おそらく戦力だとすれば世界でも上位にあるのではないだろうか。

竹島問題が日本自衛隊の育成強化に役立つものとするならば、日本政府は竹島問題を早急に根本的に解決する必要はないであろうし、そしてまた将来を展

竹島（独島）領有に関する若干の考察（金）

望しながら竹島問題をゆとりある態度で眺めることができるであろう。

現在日韓間には紛争の種になるものは、竹島を除いて何もない。国際情勢は日に日に変化しつつある。他日日本自衛隊が十分に強化整備された時、日本憲法第9条が紙に書かれた一行の文字にすぎなくなった時、自衛隊の目が遙かアジア大陸に向けられた時に、竹島の火種がめらめらと燃えさかり、それが明治維新の征韓論と軌を一つにしないと誰が保障し得るであろうか。

これはあるいは「誇大妄想」であるかも知れない。しかしそういう立場にてても、竹島問題を見ることができるとするならば、竹島問題こそは日韓両国の共栄とアジアの安寧のために、早急かつ根本的に解決すべき最重要問題ではないだろうか。しかも領海が12カイリとなり、漁業専管水域が200カイリとなるであろうことが、世界的な趨勢となりつつある今日、竹島問題が新たな意味と比重を持つものとするれば、なおさらこれを等閑に付すことは許されないであろう。

② 大野伴睦談。（田村清三郎著「島根県竹島の新研究」141頁）

